

# 医療保険だより



## 保険証の更新

国民健康保険（国保）の保険証は、毎年4月1日付けで更新されます。平成26年度の保険証の色は、一般被保険者は紫色、退職被保険者は緑色です。65歳以上の人は、全員一般被保険者となっています。

同じ世帯の国保の資格者全員分をまとめて、住民登録上の住所へ、世帯主宛に送ります。届いたら全員分があるか、必ず確認してください。新しい保険証は3月末日までに郵送します。

国民健康保険  
保険証は紫色

ピンク色の封筒で  
発送します



※保険証は静電気にくつつきやすくなっています。抜き取る際には気をつけてください。

※有効期限の過ぎた古い保険証は、各自で処分してください。

※後期高齢者医療の保険証の有効期限は、平成26年7月31日までです。今回の更新はありません。

## 退職者国保

退職者国保は、国保に加入している64歳以下の人で、厚生年金や各種共済組合などの老齢（退職）年金の加入期間が20年以上もしくは40歳以降に10年以上あり、その年金の支給を受けている人が対象です。

また、退職者国保の被保険者本人と同一世帯である3親等内の親族で、年間収入が130万円未満（60歳以上の人・身体障害者は180万円未満）の被扶養者も対象になります。

医療機関などに支払う費用（自己負担割合）や国保税は、一般国保と変わりありません。

## 国民健康保険 高齢受給者証の再交付

70～74歳の人で現役並み所得がある人以外は、医療機関での自己負担額が1割から2割に引き上がるようになっていました。ただし、平成26年度は、平成26年3月31日時点で70歳になつていない人については、今までと変わらず自己負担額が1割になり、平成26年4月1日以降に70歳になる人は自己負担額が2割になる予定です。

現在交付中の平成26年7月31日まで有効の国民健康保険高齢受給者証は、一部負担金の割合を2割（平成26年3月31日まで1割）としています。医療機関などでの混乱を招く恐れがあるため、1割であることが分かるようにして再交付した高齢受給者証を、3月中に郵送します。

## 長期不在世帯の方へ

入院などで長期不在の人は、3月中旬までに市民課保険医療係までご連絡ください。別途郵送します。

## 市民課 保険医療係

☎42・1191

## 軽自動車・原動機付自転車などの 廃車手続きはお早めに

軽自動車や原動機付自転車（原付）、農耕車、二輪の小型自動車などの税金は、毎年4月1日現在の所有者にかかります。4月2日以降に廃車・名義変更の手続きをしても、その年は1年分が課税されます。（軽自動車税には月割課税はありません）

廃車などの手続きは車種により届け出先が異なります。下表の場所です。早めの手続きをしてください。

## 廃車・名義変更の 届け出が必要な場合

車両が使用不能になったとき、盗難にあうなど車両を紛失したとき、または、車両を運転しなくなったときなどは廃車の手続きが必要です。

ほかの人に譲ったときは、名義変更の手続きが必要です。

転出するときは、廃車または住所変更の手続きが必要になります。

## 廃車手続きは確実に

標識（ナンバー）を付けたまま解体業者などに譲渡した場合は、廃車手続きがされておらず、そのまま課税される人が時折います。手続きが終わっているか確認をお願いします。原付の標識は付けたまま譲渡せず、ご自分で手続きをす

| 車種                | 届け出先      |
|-------------------|-----------|
| 二輪（～125cc）        | 税務課 市民税係  |
| 二輪（126～250cc）     | 高知県軽自動車協会 |
| 二輪（251cc～）        | 高知運輸支局    |
| 軽自動車              | 高知県軽自動車協会 |
| 小型特殊自動車（農耕用・そのほか） | 税務課 市民税係  |

## 税務課 市民税係

☎42・1291

## 高知県軽自動車協会

☎088・842・4311

## 高知運輸支局

☎050・5540・2077